| | | | |
|---|---|---|---|
| ※　・・・・ | | ※　・・・・ | |
| ※　・・・・ | | その他の支出 | |
| その他の収入 | | 信託利益 | |
| 合　　計 | | 合　　計 | |

⑦　信託財産の分別管理の状況

| 番号 | 資　産　の　区　分 | 管　理　の　方　法 |
|---|---|---|
| ［1～8　略］ | | |
| 9 | 暗号資産 | |
| 10 | 電子記録移転有価証券表示権利等 | |
| 11～18 | ［略］ | |

⑦―２履行保証暗号資産の分別管理の状況

| 番号 | 暗　号　資　産　の　種　類 | 管　理　の　方　法 |
|---|---|---|
| | | |

⑧　［略］

２　経　理　の　状　況

（記載上の注意）

１　業務の状況

［(1)～(6)　略］

(7)　事務の状況

当期における自己信託に係る事務の状況について記載すること。なお、表示単位未満の端数があるときは、その端数を切り捨てること。

「暗号資産等及び電子記録移転有価証券表示権利等の信託」欄には、暗号資産（資金決済に関する法律第２条第５項に規定する暗号資産をいう。）、暗号資産関連有価証券（金融商品取引業等に関する内閣府令第146条の３第２項に規定する暗号資産関連有価証券をいう。）、暗号資産関連デリバティブ取引（同令第123条第１項第35号に規定する暗号資産関連デリバティブ取引をいう。）に係る権利又は電子記録移転有価証券表示権利等（同令第１条第４項第17号に規定する電子記録移転有価証券表示権利等をいう。）を当初信託財産として引受けを行った信託について記載すること。

①　各種信託の残高

［イ・ロ　略］

ハ　「その他の信託」欄には、「金銭信託」欄から「土地及びその定着物の賃借権の信託」欄までに該当する信託以外の信託について記載すること。

②　各種信託の信託財産別残高表

イ　金銭評価の困難な信託に係る計数を除いて記載すること。

ロ　「その他の信託」欄には、「指定金銭信託」欄から「土地及びその定着物の賃借権の信託」欄までに該当する信託以外の信託について記載すること。

⑦　信託財産の分別管理の状況

| 番号 | 資　産　の　区　分 | 管　理　の　方　法 |
|---|---|---|
| ［1～8　同左］ | | |
| ［加える。］ | | |
| ［加える。］ | | |
| 9～16 | ［同左］ | |

［加える。］

⑧　［同左］

２　経　理　の　状　況

（記載上の注意）

１　［同左］

［(1)～(6)　同左］

(7)　［同左］

当期における自己信託に係る事務の状況について記載すること。なお、表示単位未満の端数があるときは、その端数を切り捨てること。

①　［同左］

［イ・ロ　同左］

［加える。］

②　各種信託の信託財産別残高表

金銭評価の困難な信託に係る計数を除いて記載すること。